

「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の制定に
際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 4 年 8 月 22 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

1 概要

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 83 号。以下「改正省令」という。）については、令和 4 年 4 月 28 日に公布され、令和 4 年 10 月 1 日から施行されるところである。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 100 条は、同令に定める様式について、様式の任意性を認めているが、OCR により読み取りを行う様式については、正確に OCR 読み取りを行うため、この規定の対象から除かれている。改正省令により、OCR により読み取りを行う「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書」が新様式として追加されたことを受け、安衛則第 100 条の規定の対象から、当該新様式を除くための所要の改正を行う。また、現行において同条の規定の対象から除外されていた様式第 6 号の 2（心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書）が、改正省令により様式第 6 号の 3 に改められたため、当該様式番号のズレの手当てを行う。

また、改正省令により追加した「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書」について、OCR による読み取りのための番号の変更を行う。

2 理由

本省令については、行政手続法（平成 5 年法律 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。

○行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。